

親元就農経営改善支援事業

親元就農者の皆さまへ

下関市では、国や県の支援を受けていない親元就農した50歳未満の認定農業者に対して給付金を交付し、経営改善の取組を応援します。

事業の内容

給付額

定額150万円（1回限り）※以下の経営改善の取組を支援

経営改善の取組

※市の交付決定通知前の経営改善の取組は、対象となりません。

- ①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤経営管理の高度化
⑥外部研修の受講 ⑦販路開拓 ⑧新商品開発 ⑨省力化・業務の効率化・品質の向上
⑩規格等の改善

対象者（事業主体）

下関市内に住所を有し、市内で農業経営を営む者のうちアからコでの要件を全て満たす者

ア 令和6年4月1日時点の年齢が、50歳未満であること。

イ 農業経営に関する主宰権を有しており、税務申告等を交付対象者の名義で行っていること。

ウ 交付対象者の3親等以内の親族が農家であること。

エ 認定農業者であること。（前年度以前の再認定は除く。）

オ 認定農業者を共同申請している場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

カ 青年就農給付金事業（経営開始型）、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、経営開始資金に係る資金の交付、経営発展支援事業による補助金の交付、中高年移住就農支援事業のうち中高年移住就農支援に係る給付金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

キ 5年以内におおむね340万円以上の所得となる計画があり、計画の達成が実現可能であると見込まれること。

ク 機械・施設の導入や販路開拓等の自らの創意工夫に基づく経営改善を図ることが予定されていること。

ケ 地域を担う農業者となることについての強い意欲を有しており、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

コ 農業経営を法人化している場合においては、一戸一法人（世帯員のみで構成される法人をいう。）であること。（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限る。）

留意事項

補助金の交付を希望される方は、下記まで問い合わせの上、令和6年8月1日(木)から30日(金)までに、ポイント配分表・要望調査表（窓口配布）と必要な書類を提出してください。補助金該当の適否は、後日お知らせします。予算に限りがありますので、すべての要望に答えられない場合があります。

《事業についての問い合わせ・申込先》

下関市役所

- ・農業振興課担い手支援係 (TEL:083-231-1228 FAX:083-231-1064)
- ・菊川総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-287-4008 FAX:083-287-2739)
- ・豊田総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-766-2755 FAX:083-766-2615)
- ・豊浦総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-772-4030 FAX:083-774-2339)
- ・豊北総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-782-1926 FAX:083-782-0193)